

## 宇部市健康づくりパートナー認定制度実施要領

### (目的)

第1条 宇部市健康づくり推進条例に基づき、教育機関、地域コミュニティ団体及び市民活動団体（以下、「団体」という。）並びに事業者等と協働、連携して健康づくりに資する取組を推進するため、市民や地域住民、事業所で働く人の健康度を高める優れた取組を行う団体及び事業所を宇部市健康づくりパートナー（以下「健康づくりパートナー」という。）として認定することを目的とする。

### (対象)

第2条 宇部市内に所在地を置き、会員又は従業員が5人以上いる団体又は事業所であって、過去5年間に重大悪質な事案により法令に違反し処分等を受けたことがないものを認定の対象とする。

### (認定基準)

第3条 市長は、優れた健康づくり活動を継続的に行い、市民や地域住民の健康増進に貢献しており、かつ、市の実施する健康づくり関連事業に参加又は協力をしている団体を健康づくりパートナー（団体部門）として認定することができる。

2 市長は、別表1に掲げる要件を満たしている事業所を健康づくりパートナー（事業所部門）として認定することができる。

### (認定手続き)

第4条 前条第1項の認定を受けようとする団体は、宇部市健康づくりパートナー（団体部門）認定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前条第2項の認定を受けようとする事業所は、宇部市健康づくりパートナー（事業所部門）認定申請書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

### (決定・認定証)

第5条 市長は、提出のあった書類等により審査を行い、認定することに決定した場合は、宇部市健康づくりパートナー認定証を授与するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定にかかわらず、特に顕著な健康づくり活動をしていると認められる団体を、当該団体からの申請を要せず認定することができるものとする。

### (団体・事業所の公表)

第6条 市長は、認定した団体及び事業所の名称及び取組に関する情報を市のウェブサイト、印刷物等により公表するものとする。

### (認定後の活動)

第7条 市長は、認定した団体及び事業所に対して、健康づくり活動に資する情報（以下、「健康情報」という。）を定期又は随時に提供するものとする。

2 認定を受けた団体及び事業所は、前項の健康情報を自らの健康づくり活動に活用するとともに、

市長の求めに応じ、提供を受けた健康情報の有用性その他市の推進する健康づくりの施策に関する調査等に協力するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 市長は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理に努めるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要なことは別に定める。

附 則

この要領は、平成28年11月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年9月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年5月25日から施行する。
- 2 改正前の宇部市健康づくりパートナー認定制度実施要領第5条により決定した認定は、この要領施行後も、なおその効力を有する。

別表 1 (第 3 条関係)

市が推進する健康づくりの施策と事業所部門の認定要件

施策	内容	要件
①運動を習慣化する環境の整備	歩くことを中心に楽しみながら健康づくりに取り組める事業「はつらつ健幸ポイント」について、対象となる全ての従業員に周知し、参加を促すこと。また、3人以上の従業員が参加すること。 ※対象は、補助金申請日の属する年度の末日において18歳以上の市民又は市内の事業所で勤務する者。	必須
②がん検診の受診促進	各種がん検診の必要性を従業員に周知・啓発し、受診を促進すること。	必須
③たばこ対策	健康被害の周知、禁煙の働きかけ、分煙等の受動喫煙防止対策等のたばこ対策を実施すること。	必須
④身体活動及び運動に関する啓発	毎日プラス10分の運動が健康寿命を伸ばすことや、「ながら運動」など働く世代が取り組みやすい運動を周知・啓発すること。	2つ以上
⑤食生活及び栄養に関する啓発	野菜の適量摂取、減塩の推進（へら塩ベジうべ作戦）など食生活及び栄養を改善するための取組について、従業員に周知・啓発すること。	
⑥メンタルヘルス対策	心の健康に関する研修会の実施、相談窓口の設置などメンタルヘルス不調者への対応を実施すること。	
⑦歯科健診の受診促進	歯科健診の必要性を従業員に周知・啓発し、受診を促進すること。	
⑧健康づくり人材の育成・活用	健康情報を身近な人に伝えるインフルエンサーである「健幸アンバサダー」など健康づくり人材を養成するために市が開催する講座等の情報について、全ての従業員に周知し、参加を促すこと。	

※①～③は必須とし、④～⑧はいずれか2つ以上について取り組むものとする。